

# 小山工業高等専門学校学則

制 定 昭和40年4月1日

最終改正 令和8年3月11日

## 第1章 本校の目的

### (目的)

第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

### 第1章の2 自己評価等

#### (自己評価等)

第1条の2 本校は、その教育研究水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本校の教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については、別に定める。

#### (教育研究活動状況の公表)

第1条の3 本校は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## 第2章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

### (修業年限及び在学年限)

第2条 修業年限は5年とする。

第2条の2 在学年限は、10年とする。

2 第21条に規定する休学をした年度を除き、同一学年には2年を超えて在学することはできない。

第2条の3 編入学、転入学及び再入学を許可された学生の修業年限及び在学年限は、校長が決定する。

### (学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第4条 学年を分けて、前期と後期の2学期とする。

2 前項に規定する学期の終始については、校長がその都度定める。

### (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - 二 土曜日・日曜日
  - 三 開校記念日 4月24日
  - 四 春季休業
  - 五 夏季休業
  - 六 冬季休業
  - 七 学年末休業
- 2 前項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。
  - 3 第1項第4号から第7号に掲げる休業日の開始日及び終了日は、校長が別に定める。

（授業終始の時刻）

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 学科，学級数，入学定員及び教職員組織

（学科，学級数及び入学定員）

第7条 学科，学級数，入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学 科	学級数	入学定員	収容定員
機 械 工 学 科	1	40 人	200 人
電 気 電 子 創 造 工 学 科	2	80 人	400 人
物 質 工 学 科	1	40 人	200 人
建 築 学 科	1	40 人	200 人

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編制することができる。
- 3 電気電子創造工学科に、次の履修コースを設ける。
  - 環境共生エネルギーコース
  - 制御システムコース
  - 情報デザインコース
- 4 物質工学科に、次の履修コースを設ける。
  - 物質（材料化学）コース
  - 生物（生物工学）コース
- 5 前2項の履修コースの選択，決定方法については，別に定める。

（各学科の教育上の目的）

第7条の2 各学科の教育上の目的については別表第1に定める。

（教職員の種類）

第8条 本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

- 2 教職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

（教務主事，学生主事及び寮務主事）

第9条 本校に，教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

- 2 教務主事は，校長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 3 学生主事は，校長の命を受け学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。  
(事務部)

第10条 本校に、総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。  
(教員と事務職員等の連携及び協働)

第10条の2 本校は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。  
(内部組織)

第11条 第9条及び第10条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

(研修の機会等)

第11条の2 本校は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第15条の2に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

#### 第4章 教育課程等

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週以上にわたるものとする。  
(教育課程の編成)

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその開設単位数は、一般科目にあつては別表第2、専門科目にあつては別表第3のとおりとする。

3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間以上(1単位時間は標準50分とする。)計90単位時間以上実施する。

第13条の2 各授業科目の単位数は、「履修単位」については30単位時間(1単位時間は標準50分とする。)の履修を1単位とし、「学修単位」については45時間の学修を1単位として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(各学年の課程の修了又は卒業の認定)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、原則として、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。ただし、特定の科目の再履修を免除されることがある。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 本校は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

## 第5章 入学，転科，休学，退学，転学，留学及び卒業

### (入学資格)

第16条 入学することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 二 義務教育学校を卒業した者
- 三 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 四 外国において，学校教育における9年の課程を修了した者
- 五 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 八 その他相当年齢に達し，本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (入学者の選抜及び入学の許可)

第17条 校長は，入学志願者について，出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類，学力検査の成績等を資料として入学者の選抜を行う。ただし，特別の事情があるときは，学力検査を行わないことができる。

2 校長は，前項の選抜の結果に基づき，第28条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし，入学料免除の申請書を受理された者についても，入学を許可するものとする。

### (編入学)

第18条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは，その者が相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り，前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

### (転入学)

第18条の2 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは，校長は教育上支障がない場合には，転学を許可することがある。

### (誓約書等の提出)

第19条 入学を許可された者は，所定の期日までに，在学中の保護者等と連署した誓約書及び学校長が定めた書類を，提出しなければならない。

2 前項の手続を終了しない者があるときは，校長は，その入学の許可を取り消すことがある。

### (転科)

第20条 転科を希望する者があるときは，校長は，学年の初めにおいて，選考の上第3学年までに限り，転科を許可することがある。

### (休学)

第21条 学生は，疾病その他やむを得ない事由により，3か月以上継続して修学することができないときは，校長の許可を受けて，休学することができる。

### (休学期間)

第22条 休学の期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，1年を限度

として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。

3 休学の期間は、第2条から第2条の3に規定する修業年限及び在学年限に算入しない。  
(復学)

第23条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第24条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学)

第25条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第26条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第26条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

3 第2項の規定は、学生が外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合において準用する。

(履修とみなす単位数)

第26条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、次の各号の授業科目の履修とみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

一 他の高等専門学校における履修した授業科目

二 大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修

三 第26条の2による外国の高等学校又は大学における履修した授業科目

第26条の4 第26条の3に関し、必要な事項は別に定める。

(メディアによる履修)

第26条の5 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 修了の認定に必要な単位数のうち、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修した単位として、60単位を超えない範囲で本校における授業科目

の履修により、修得したものとみなすことができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第27条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 前項の卒業の認定は、第3条に規定する学年の途中においても、特別の必要があり、教育上支障がないときは、卒業を認めることができる。

3 卒業証書の様式及び授与に関することは別に定める。

(称号)

第27条の2 本校を卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第28条 入学検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他費用に関する規則の定めるところによる。

2 国費外国人留学生の検定料、入学料、授業料は徴収しない。

3 研究生、聴講生の検定料、入学料、授業料については、別に定める。

第29条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、入学検定料を納付しなければならない。

第29条の2 入学料は、所定の期日に納付するものとする。

第30条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申し出により、前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期にかかる授業料を併せて納付できるものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されるときに納付できるものとする。

第31条 学年の中途において入学又は、復学(以下「入学等」という。)した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学等の日の属する月に納めるものとする。

第32条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料を納めるものとする。

第33条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで毎月その月の分の寄宿料を納付するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第34条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等を受けた場合、その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められた場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全額を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

第34条の2 納付済みの検定料、入学料、授業料及び寄宿料は還付しない。

2 第30条第4項の規定により授業料を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合及び前期に係る授業料を納付するときに当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、前項の規定にかかわらず、納付した者の申し出により当該授業料相当額を還付する。

## 第7章 学生準則及び賞罰

### (学生準則)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

### (表彰)

第36条 校長は、学業成績優秀等により学生を表彰することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

### (懲戒)

第37条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなく出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 停学の期間は、第2条に規定する修業年限に算入しない。ただし、同学年における停学の期間が4か月を超えない場合は、修業年限に算入する。

### (除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第22条に規定する休学期間を越えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- 四 第17条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者
- 五 第2条の2第1項及び第2条の3に規定する在学年限を超えた者
- 六 第2条の2第2項に規定する同一学年に在学できる年数を超えた者

## 第8章 専攻科

### (設置)

第39条 本校に、専攻科を置く。

### (目的)

第40条 専攻科は、高等専門学校における教育の基盤の上に立ち、より深く高度な専門の

知識及び技術を教授し、もって広く地域社会並びに産業界で活躍できる実践的かつ創造的な技術者の育成を目的とする。

(専攻及び入学定員)

第41条 専攻科の専攻，入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
複合工学専攻	20人	40人

2 複合工学専攻に，次の4コースを設ける。

機械工学コース

電気電子創造工学コース

物質工学コース

建築学コース

(複合工学専攻の教育上の目的)

第41条の2 複合工学専攻の教育上の目的については別表第4に定める。

(入学資格)

第42条 専攻科に入学できる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 高等専門学校を卒業した者

二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2(同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定により大学に編入学することができるもの

三 短期大学を卒業した者

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの

五 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者

六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

七 我が国において，外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

八 その他本校専攻科が，高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願者及び入学の許可)

第43条 校長は，入学志願者に対して，別に定めるところにより選考の上，入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第44条 専攻科の修業年限は，2年とする。ただし，4年を超えて在学することができない。

(休学の期間)

第45条 専攻科学生の休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由がある場合は，

- 1 年を限度として休学の延長を認めることができる。
- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(教育課程)

第46条 開設する授業科目及びその単位数は、別表第5のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定めるところによる。

(修了)

第47条 専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目のうち62単位以上を修得した者については、修了を認定する。

- 2 校長は、修了を認定した者に対して、所定の修了証書を授与する。
- 3 修了証書の様式及び授与に関することは別に定める。

(準用規定)

第48条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第19条、第21条、第23条から第25条、第26条の2、第26条の3、第26条の4、第26条の5、第28条第1項、第29条から第37条、第38条第1号から第5号の規定を準用する。この場合において、第26条の3中「60単位」とあるのは「30単位」と、第26条の2第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第37条第2項中「第2条」とあるのは「第44条」と、第38条第2号中「第22条」とあるのは「第45条」と、第38条第5号中「第2条の2第1項及び第2条の3」とあるのは「第44条」と読み替えるものとする。

(その他)

第49条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第9章 学寮

(学寮)

第50条 本校に学寮を設ける。

- 2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第10章 外国人留学生、研究生、聴講生等

(外国人留学生)

第51条 本校に留学を志願する外国人があるときは、特別の選考によって、入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第52条 本校において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第53条 本校において、特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

- 2 学校間相互単位互換協定等に基づいて、本校において、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ特別聴講生として入学を許可することができる。

3 聴講生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本校において、一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可し、当該授業科目を履修した者に対して、単位の修得を認定することができる。

2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人受託研修員)

第55条 本校において、国際協力事業団から外国人受託研修員受入れの申請があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、受入れを許可することがある。

2 外国人受託研修員に関する規程は、別に定める。

第11章 受託研究、共同研究等

(受託研究及び共同研究)

第56条 本校は、外部の機関等からの依頼に応じ、受託研究を行い、又は民間等との共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び民間等との共同研究の取扱いについては、別に定める。

(公開講座)

第57条 本校において、法令の定めるところにより、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (抄)

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に物質工学専攻に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

この学則は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学する者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に在学する者に係る教育課程については、附則別表第1のとおりとする。

- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日に第3学年以上に在学している者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。
- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学する者に係る教育課程については、附則別表第2に定めるとおりとする。
- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電子システム工学専攻、物質工学専攻及び建築学専攻は、改正後の第41条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 電気情報工学科及び電子制御工学科は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則施行の際、電気情報工学科2学年以上及び電子制御工学科2学年以上に在学する者の教育課程は、この学則第13条第2項の規定にかかわらず、附則別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第5のとおりとする。

附 則

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 5 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。ただし、別表第 2 及び別表第 3 は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者の教育課程は、この学則第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、附則別表第 2 及び附則別表第 3 のとおりとする。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に物質工学科に在学している平成 29 年度入学者にかかる教育課程については、附則別表第 3 のとおりとする。
- 3 電気情報工学コース、電子制御工学コースは、改正後の第 41 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該コースに在学する者が当該コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第 5 のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者の教育課程は、この学則第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、附則別表第 2 及び附則別表第 3 のとおりとする。
- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第 5 のとおりとする。

附 則

この学則は、令和 2 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、附則別表第 5 のとおりとする。

附 則

この学則は、令和 5 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者の教育課程は、この学則第 13 条第 2 項の規定

にかかわらず，附則別表第 2 及び附則別表第 3 のとおりとする。

- 3 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については，附則別表第 5 のとおりとする。

附 則

この学則は，令和 7 年 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については，附則別表第 5 のとおりとする。